契約書（案）

日本年金機構を甲とし、○○○○を乙として、ガスの需給について、乙が定め、甲が承認したガス供給約款（令和　年　月　日付　約款　号）（以下「約款」という。）に基づき、以下各条項から構成される契約を締結する。

記

契 約 件 名　日本年金機構本部で使用するガス
契約年間ガス使用量　63,967 ㎥　使用量については、増減があるものとする。
契 約 保 証 金　全額免除

（総則）
第１条　乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書及び約款（以下「仕様書等」という。）に定める業務を信義に則り誠実に実施し、甲が日本年金機構本部で使用するガスを需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（法令遵守等）
第２条　乙は、甲が作成する仕様書に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。
２　乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書の疑義）
第３条　乙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。
２　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（契約単価）
第４条　契約単価は、原料価格の変動による調整単位料金の算定基準となる単位数量（１立方メートル）当たりの基準単位料金（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む額）及び固定費用である基本料金とし、金額

は次のとおりとする。

基準単位料金　〇〇円（税込み、１立方メートル当たり）
（うち消費税等額〇〇円）
基本料金　　〇〇円（税込み、固定費用）
（うち消費税等額〇〇円）

ただし、上記基準単位料金は、トン当たり原料価格が５７，３００円又は石油石炭税等公租公課（ＬＮＧ又はＬＰＧ関連のものに限る。第３項において同じ。）がＬＮＧトン当たり１，８６０円若しくはＬＰＧトン当たり１，８６０円の場合のものとする。

２　当該月に適用する調整単位料金は、乙が通告する原料価格算定月ごとのトン当たり原料価格と基準トン当たり原料価格との変動額（以下「原料価格変動額」という。）に応じ、下記の算式により算出するものとする。

調整単位料金（１立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税込み）±０．０８１×原料価格変動額／１００×（１＋消費税等率）（ただし、原料価格変動額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、上記の算式によって算出した額に小数点第４位以下の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）

３　石油石炭税等公租公課が変動した場合には、約款に定める算定式に従い、基準単位料金調整額を算出後、その変動の発生した原料価格算定月に対応した料金適用月から、基準単位料金に加減して調整単位料金を算出する。

４　第２項の消費税等率は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づく税率をいい、第１項の消費税等は、当該税率を乗じて得た額をいう。ただし、この場合、消費税等額に１円未満の端数が生じた場合には、その小数点第４位以下を切り捨てた額とする。

（需給場所等）

第５条　ガスの需給場所及び契約期間は、次のとおりとする。

需給場所　東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号
契約期間　令和９年１月１日から令和９年１２月３１日まで

（使用ガス量の増減）

第６条　甲のガス使用量は、契約年間ガス使用量（以下「契約使用量」という。）を上回り、又は下回ることができるものとする。ただし、仕様書に示す契約年間引取量を下回る場合は、約款に従うものとする。

（契約最大時間流量）
第７条　甲は、契約最大時間流量を超過した場合は、約款に従うものとする。

（監督）
第８条　甲は、本契約の履行に関し、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
２　前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（検査）
第９条　乙は、毎月末日（以下「検針日」という。）に需給場所におけるガス使用量を算定し、その内容について甲に報告し、甲が甲の職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。
２　検査職員は、前項に規定する算定の内容に係る報告を受けた日から起算して１０日以内（１０日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
３　乙は、前項の検査が終了したときをもって当該月に係る業務を完了したものとする。

（料金の算定）
第１０条　料金の算定は、当該月の前月の検針日の翌日から当該月の検針日までのガス使用量によるものとする。

（対価の支払）
第１１条　乙は、第９条第１項の検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができる。ただし、対価の請求額については、第４条に規定する調整単位料金に第９条第１項の検査が終了したガス使用量を乗じて算出した額と基本料金を合計した額とし、１円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
２　出納責任者は、前項の規定により適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に乙に対価を支払うものとする。
３　甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第１２条　出納責任者の責に帰す事由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して、支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（費用負担）

第１３条　本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（事情変更）

第１４条　甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

３　前項の規定により契約金額の変更に関して協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（主体的部分等の再委託の禁止）

第１５条　乙は、本契約に基づく業務の全部又は主体的部分を第三者（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

（再委託の承認及び変更）

第１６条　乙は、やむを得ない事情により本契約に基づく業務の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、

事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

２　甲は、前項の再委託先が不適当であると認めたときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

３　乙は、第１項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第１０条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。

４　第１項の規定に基づき第三者に本契約に基づく業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。

５　乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。

６　第２項から前項までの規定は、再委託先を変更する場合について準用する。

（権利義務の譲渡等）

第１７条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙が本契約の履行を完了する前に、前項ただし書に基づいて特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、甲に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）第４条第２項に規定する通知若しくは承諾の依頼を行い、又は乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1)　甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。

⑵　丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
⑶　甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

（秘密の保持）
第１８条　甲及び乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

（情報等の適正な取扱い）
第１９条　甲及び乙は、本契約に基づく業務の実施に際し入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない。
２　甲及び乙は、前項を遵守するための措置を講じなければならない。

（甲の解除権）
第２０条　甲は、自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して３０日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、約款に定める精算額に係る規定を排除するものではない。
２　甲は、乙が第２４条第１項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し本契約に基づく業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。
⑴　甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
⑵　第５条に規定する契約期間内に本契約に基づく業務が履行されないとき。
⑶　本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
⑷　乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
⑸　本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
⑹　本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、

調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7)　乙又は乙の従業員が本契約に違反し、本契約に基づく業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

(8)　本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。

(9)　公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。

(10)　甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。

(11)　手形交換所の取引停止処分があったとき。

(12)　乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え若しくは仮処分を受けたとき、又は競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。

(13)　破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(14)　営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(15)　監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

(16)　反社会的勢力と判明した場合又は取引（法令により取引の義務を負う場合を除く。）がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア　甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ　甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17)　甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(18)　私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。

(19)　乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(20)　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反若しくは個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき、又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(21)　乙が情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又はＪＩＳＱ２７００１）の認証を取り消されたとき又は認証を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明し

たとき。

(22)　甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。

(23)　乙が、前各号に定めるもののほか、民法５４２条各項各号の一に該当したとき。

３　本契約の再委託先において、前項第１５号又は第１９号から第２１号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

４　前２項の規定により、本契約の全部又は一部が解除となった場合においては、甲は委託内容が既に履行された場合でも、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

第２１条　前条第２項又は第３項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は第４条に規定する基準単位料金に契約使用量を乗じて算出した金額と基本料金を合計した金額から第９条第１項の規定による検査が完了した期間に相当する金額を差し引いて得た金額の１００分の１０に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項に規定する違約金額が、第２３条第３項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

第２２条　乙は、甲がその責に帰すべき理由により本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第２３条　乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が乙に不利な時期に第２０条第１項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

２　甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常かつ直接の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

３　第２０条第２項又は第３項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。この損害額が第２１条第１項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

４　甲及び乙は、本契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対して生じた損害を賠償しなければならない。

５　本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第２４条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第２５条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、第４条に規定する基準単位料金に契約使用量を乗じて算出した金額と基本料金を合計した金額の１００分の１０に相当する金額（以下「不正行為違約

金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(3)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、第４条に規定する基準単位料金に契約使用量を乗じて算出した金額と基本料金を合計した金額の１００分の５に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第７条の３第１項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(2)　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、本契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為に係る違約金額」という。）が、次条第１項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第２６条　第２４条第１項各号の一の規定に該当した場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は、甲に対し生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項に規定する損害賠償額が不正行為に係る違約金額を下回る場合については、不正行為に係る違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延損害金）

第２７条　乙が第２５条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（補償事項）

第２８条　乙は、本契約の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

（損害賠償等に係る調査）

第２９条　甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

３　前２項の規定は、当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に再委託する場合において、当該第三者に対しても適用する。

（支払対価の相殺）

第３０条　乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

（優先条項）

第３１条　本契約に定める事項と約款に定める事項に相違を生じた場合は、本契約に定める事項を優先して適用するものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第３２条　本契約又は仕様書に定めのない事項については、約款及びガス基本約款等（ただし、「周知及び調査義務」については、ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号）の定めによるものとする。）の定めに従うものとし、本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、甲乙協議

の上、解決するものとする。

（裁判所管轄）

第３３条　本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

（存続条項）

第３４条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第１２条、第１８条、第２０条第２項、第２３条、第２５条から前条まで及び本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　東京都杉並区高井戸西３－５－２４
日本年金機構　理事長代理人
会計・資産管理部長　　岡部　太　　印

乙

印